新宿区地域保健医療体制整備協議会設置要綱

(設置)

第1条 区における地域保健医療及び保健衛生並びに福祉施策との連携に関する課題を協議し、区の保健医療体制の充実に資することを目的に地域保健医療体制整備協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うこと とする。
 - (1) 保健、医療及び福祉の連携に関すること。
 - (2) 病院及び診療所との医療連携に関すること。
 - (3) その他保健医療対策の充実及び医療供給体制の整備に関し必要な事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者のうち30名以内で構成する。
 - (1) 医療関係機関又は団体の代表者
 - (2) 福祉関係機関又は団体の代表者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 住民の代表者
 - (5) 区の職員

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年を経過する年の 3月31日までとする。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

- 第6条協議会は、会長が招集する。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、協議会を開くことができない。

(書面会議等)

- 第7条 協議会はその運営に支障のない範囲において、書面又はオ ンライン等の方法により開催することができるものとする。
- 2 委員謝礼については、前項の規定により書面又はオンライン等の方法によって協議会を開催する場合であっても委員に支給することができる。この場合次に掲げる基準により委員が協議会に出席し、又は出席に相当すると認められることを確認する。
 - (1) 書面の方法による場合 書面により表決、意見等の提出を受ける等、出席に相当する職務を行ったと認められること。
 - (2) オンライン等の方法による場合 Web会議サービス等への参加が確認できること。

(専門部会)

第8条 会長が必要と認めるとき、協議会に、専門的な事項を検討 するための専門部会を置くことができる。

(庶 務)

第9条協議会の庶務は、健康部健康政策課が担当する。

(補 則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 11 年 5 月 19 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 11 年 7 月 13 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 19年 12月 19日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 20年 4月 1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 23年7月11日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日付2新健づ在第511号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。